平成２９年度　第２回　四街道市社会教育委員会議　会議録

日時：平成２９年１１月２１日（火）９時３０分から１１時００分
場所：四街道市役所　第二庁舎　第２会議室
出席者：
（委員）　江﨑俊夫（委員長）、窪ケイ子（副委員長）、青柳伸二、吉田英夫、白濱咲苗、猿田重昭、西岡とし子、金子篤正、田汲明、菊地鐐二郎、豊田恵子
（事務局）　髙橋信彦教育長、小髙博信部長、内海正憲社会教育課長、田島衣織社会教育主事兼主査補、遠藤智久主査補、石渡典子副主査、國金寛子主事

１．開会（開会の言葉：内海正憲社会教育課長）

２．委嘱状交付（任期：平成２９年９月１日から平成３１年５月３１日まで）※欠員２名委嘱

３．委員長挨拶　―　委員長挨拶　―

４．教育長挨拶　―　教育長挨拶　―

５．委員及び
職員の紹介　１）出席委員紹介　２）出席職員紹介

６．会議の公開
等について　江﨑委員長の議事進行により、下記についての承認を得る。
①会議は公開とする。ただし傍聴人の資料の一部を回収する。
②会議録の作成については、発言者を明記し、要点筆記とする。
③議事録署名人については、委員長、副委員長を除いて名簿順に２名とする。
④委員名簿は公表する。
⑤傍聴者を確認し、傍聴人はなし。

７．報告事項　―　委員長活動報告　―
―　その他なし　―

８．議題
江﨑委員長　（１）四街道市歴史広場の設置及び管理に関する条例（案）及び同施行規則（案）について、事務局より説明をお願いします。

内海課長　―　歴史広場の位置と風景を地図と写真で概要説明　―

遠藤文化グループリーダー（以下グループリーダーを GL と表記する。）

―　条例（案）及び同施行規則（案）の説明　―

江﨑委員長　ただ今事務局から説明がありました件について、ご意見、ご質問等はありますか。

金子委員　条例施行規則（案）第２条において、「条例第３条第１項に規定する…」とありますが、「条例第４条第１項に規定する…」ではないですか。

菊地委員　関連しますが、条例施行規則（案）第２条において、「条例第３条第１項に規定する許可を受けようとする者は…」とありますが、説明が足りないと思います。「条例第３条第１項に規定する歴史広場を利用し、許可を受けようとする者は…」と規定していただければ、分かりやすいと思われます。

遠藤文化 GL　申し訳ありません。委員ご指摘の通り、条例施行規則（案）第２条におかれましては、「条例第３条第１項に規定する…」ではなく、「条例第４条第１項に規定する…」と訂正させていただきます。また、委員よりご指摘いただきました部分につきましては、「条例第４条第１項に規定する歴史広場を利用し、許可を受けようとする者は…」と訂正することが適切かどうか、検討したいと思います。

江﨑委員長　条例施行規則（案）第２条の訂正をお願いします。また、「…規定する許可を受けようとする者は…」という表記については、市の文書担当課の意見もあると思いますので、事務局で検討をお願いします。

田汲委員　条例（案）第５条において、第１号では「この条例に違反したとき。」と規定し、第２号では「前条第２項の規定による許可の条件に違反したとき。」と規定していますが、これは第１号に含まれませんか。

内海課長　先ほど委員長ご指摘のとおり、条例（案）につきましては、文書を担当する部署があります。田汲委員がご指摘したとおり、条例（案）第５条第１項第１号ですべて網羅できるのではないかということですが、四街道市の中で条文を審査する部署があり、検討の上、このような（案）を作成しております。ご意見については、再度確認したいと思います。

田汲委員　条例（案）第４条においては、利用の許可条件として、募金、露店等があり、条例（案）第８条においては、損害賠償の義務が規定されていますので、報告義務を一文規定したほうが良いと思います。例えば、「業として使用するに当たり、毀損した場合には、速やかに報告をするものとする。」と規定した方が良いと思います。報告をしないと、誰が損害したのか分からなくなるため、特定をするためにも報告義務を一文規定した方が

良いと思います。

内海課長　田汲委員ご指摘のとおり、当然ながら毀損・破損した場合には報告義務が必要になると考えますが、条例（案）本則中に規定を設けるべきか、又は条例施行規則（案）の四街道市歴史広場利用許可書の中で規定しても良いと考えます。いずれにしても、「速やかに報告をしなさい。」という表現について、文言として入れるかどうかにつきましては、今後検討したいと考えます。

江﨑委員長　報告義務を条例（案）に規定するかどうかについてですが、いずれにしてもどこかに規定した方が良いという意見です。他に何かありますか。

豊田委員　表記の仕方ですけれども、条例（案）第４条、第５条において、第４条、第５条の横に記載している文章が１項だと思いますが、「１」という表記がございません。「２、３」という数字が並んでいるのに、「１」という表記が無いのは不自然に感じましたが、この表記で問題はありませんか。

遠藤文化 GL　こちらにつきましては、第４条の次に記載している「歴史広場において…」という表記が第１項であり、当市の例規上決まっているものであるため、このような記載となっています。

吉田委員　この条例（案）は、法律の専門家が目を通した後、提出されていますか。

遠藤文化 GL　事前に文書法務の担当課には通しています。

内海課長　四街道市においては、総務課に文書法務グループがあり、条例（案）の表記につきましては、確認していただいたうえで提出しています。ただ、いろいろな意見を聞いた上で、加えるところは加える、修正するところは修正するということで、審議していただいています。

吉田委員　法律の専門家が見ているということは、他の条例の整合性も視野に入れていると思われます。よって、社会教育委員会議に条例（案）として提出しているということは、大きな瑕疵や不備は無いと思います。ただ、我々の目で見たことも大切な事だと思います。

猿田委員　このような条例（案）を策定する場合は、市民が利用しやすいことが大事だと思いますので、報告書については、申請の際に書類として添付されていれば、市民が「報告をするものだ。」と思われます。歴史広場については利用しやすい事が大事だと思いますので、市民に分かりやすい方向で努力していただければありがたいです。

窪副委員長　市民が自由に利用する場合において、例えば古屋城跡を利用している際に滑り落ちた場合、訴訟問題等において、「ここに標記が無いからけがをしたんだ。」という場合の対応について、「市に管理の責任は無く、行った人の責任である。」という表記が必要であると思います。そのような問題は全国で起こっているため、条例（案）を見て感じました。

吉田委員　そのことに関連しますが、公園に「キャッチボールはしない。」、「サッカーはやらない。」という看板がありますが、施設に設置する予定はありますか。

内海課長　今後危険な箇所については、委員ご指摘の通り、看板が必要であると考えますが、現在は設置していません。

金子委員　条例（案）によると、歴史広場というのは、「…地方自治法第２４４条の２第１項の規定に基づき…」と規定しており、歴史広場の定義がよく分かりません。どれが歴史広場で、どれが都市公園であるか、今後どういうものが歴史広場になるのかが分からないです。今後、パブリックコメントを提出した場合、良いか悪いか判断ができないと思います。堀込城跡は行ったことがあるため、イメージはつきますが、八木原貝塚等が今後歴史広場になるかどうかが条例（案）では分かりません。

江﨑委員長　基本的な事ですが、条例（案）第１条において、「…地方自治法第２４４条の２第１項の規定に基づき…」とありますが、内容について事務局から説明をお願いします。

遠藤文化 GL　地方自治法第２４４条の２第１項については、「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例で定めなければならない。」と規定していますので、法律に基づき、条例に歴史広場の設置及び管理規定を定めました。

金子委員　どのようなものが歴史広場かという定義についてはいかがですか。

内海課長　地方自治法上については、「…設置及び管理については、条例で定める。」と規定していますが、歴史広場の条例を定めるということではなく、公の施設の設置及び管理について条例で定めるということであります。歴史広場についてですが、堀込城跡については、昔の戦国時代の城跡が残ったものであり、物井の古墳広場も物井の開発により古墳が出たため、保存しています。条例（案）第２条にも規定していますが、「市は、貴重な歴史遺産である史跡を開放する…」とありますので、今回の３つの広場を歴史遺産として定義しました。今後増えてくれば、第３条の表を増やしていくことになります。

金子委員　　この歴史広場条例は、他市においてもありますか。

内海課長　　すべての市町村にこのような条例（案）が規定しているわけではありません。例えば、八木原貝塚は都市公園の中に位置づけられていますが、この３つの広場は、都市公園として位置づけられていません。よって、他市においては都市公園として含まれている場合もあれば、無い場合もあると思います。今回、当市においては、条例（案）第２条に規定している設置の目的を達成するために、条例（案）を提案させていただいています。

金子委員　　条例（案）第２条において、「…史跡を開放する…」と規定していますが、堀込城跡や物井古墳広場は、現在誰でも入れます。歴史広場を開放するということは、誰でも来てほしいということだと思いますが、条例（案）第６条において、禁止項目等の規定があるため、普通に利用する方においての問題はありませんか。

内海課長　　条例（案）第４条においては、このような行為をする場合には、教育委員会の許可を得なさいという規定であります。よって、このような行為に入っていないジョギングや散歩というものは、第４条の許可に含まれていないため、許可が無くても通行ができるということです。

金子委員　　史跡を開放すると規定していますが、禁止項目が多いため、利用しがたい規定に感じました。

内海課長　　条例（案）第４条においては、「歴史広場において次に掲げる行為をしようとする者は…」と規定しているため、このような行為に入っていないジョギングや散歩というものは、許可を得なくても利用できるということです。

金子委員　　確認しますが、歴史広場というのは都市公園もあれば、社会教育課が規定する歴史広場というものもあるわけですか。

内海課長　　条例（案）第３条に規定している３つの広場は、社会教育課が管理しており、八木原貝塚は都市公園に位置づけられているため、都市計画課が管理しています。今回は、社会教育課が管理しているものについて、条例（案）第２条に基づき、設置させていただくものです。

金子委員　　教育委員会が管轄しているもので、教育委員会として歴史遺産と定義をしたものについては、この条例（案）に規定するということですか。

内海課長　　その通りです。

江﨑委員長　　都市公園条例と歴史広場の設置及び管理に関する条例については、棲み分けができるということですね。

猿田委員　　この条例（案）については、縛りがあるとは感じません。条例（案）を見て、この広場が歴史広場と気づくということが、１つの意義があると思います。市内には、歴史的遺産がいくつもあると思いますので、歴史広場として残すという流れが少しずつ湧き上がってくる事が、四街道を盛り上げていくきっかけになると思います。

江﨑委員長　　委員よりご指摘がありましたが、歴史広場として今後新たに加わる可能性もあるということです。

金子委員　　最後に確認しますが、看板も「歴史広場」と書き直しをいたしますか。

内海課長　　この看板は、城跡等の経緯の説明のものであるため、「歴史広場」という表記をするかどうかは、予算の関係もあるため、今後検討したいと思います。

金子委員　　四街道市歴史遺産第１号、第２号…という表記が必要だと思います。

内海課長　　貴重なご意見ありがとうございます。

田汲委員　　これらの施設は、民有地ではなく市有地ですか。

内海課長　　市有地です。

江﨑委員長　　他にご意見、ご質問等はありますか。

―　なし　―

ただ今のご意見、ご要望につきましては、条例（案）にも反映をしていただきたいと思います。
それでは、議題（２）その他について事務局よりご説明をお願いします。

内海課長　　―　条例（案）及び同施行規則（案）制定スケジュール（予定）【案】について説明　―

江﨑委員長　　スケジュール（予定）【案】につきまして、ご意見、ご質問等はありますか。

江﨑委員長　　パブリックコメントの実施後に、社会教育委員会議の意見等を聞きますか。

内海課長　　条例（案）の軽微な修正につきましては、委員長と協議の上、社会教育委員会議において報告するかどうか検討したいと思います。

江﨑委員長　　スケジュール（予定）【案】５の社会教育委員会議においては、報告を受ける程度ということですか。

内海課長　　パブリックコメント後、総務課文書法務グループと協議の上、検討したいと思います。

金子委員　　歴史広場の説明につきましては、市政だより等で市民の皆様に広めていただければと思います。

内海課長　　貴重なご意見ありがとうございます。ホームページにつきましては、リアルタイムで広報できますが、市政だよりにつきましては、提出の期限等もあるため、可能な限り対応したいと思います。

江﨑委員長　　その他ありますか。

―　なし　―

それでは議題を終了します。

９．その他

１）猿田委員より市民ミュージカルのお礼と、四街道市レクリエーション協会クリスマス会の案内があった。

２）西岡委員より県文化遺産募集に歴史広場を散歩コースとして登録したらどうかと提案があった。内海課長より県の基準等もあるため検討することが伝えられた。

３）内海課長より芸術文化振興助成金再募集及び人権週間講演会について案内があった。

１０．閉会（閉会の言葉：内海社会教育課長）